

処遇改善加算 I

○キャリアパス要件

①キャリアパス要件 I

- ・福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
- ・イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
- ・イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。

②キャリアパス要件 II

- ・自主的に研修計画を立て実施。E ランニング等を活用し各事業所で取り組む。法人全体としても質向上研修会を開催する。
- ・個人のキャリア形成を設定し、受講支援を行う。

③キャリアパス要件 III

- ・一定の基準に基づき定期に昇給する仕組み

○職場環境等要件

①入職促進に向けた取組

- ・法人や事業所の経営理念や支援方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

②資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害者支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

③両立支援・多様な働き方の推進

- ・有給休暇が取得しやすい環境整備

④腰痛を含む心身の健康管理

- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

⑤生産向上のための業務改善の取組

- ・タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

⑥やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善

※上記 7. 8 の要件の取り組みを満たすことが加算要件となります。

以上